鳥取県告示第 308 号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第 2 項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

鳥取県知事 片 山 善博

調査を行った者	調査を行った時	NH 2 44.		377 Ar. D. D.
の名称	期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成17年度から	鳥取市(福部町左近の	鳥取市福部町左近の	平成19年3月30日
	平成18年度まで	一部)の地籍図及び地	一部	
		籍簿		
n		鳥取市(用瀬町別府の	鳥取市用瀬町別府の	
	n	一部)の地籍図及び地	一部	"
		籍簿		
n		鳥取市(国府町神垣の	鳥取市国府町神垣の	IJ
	II.	一部)の地籍図及び地	一普	
		籍簿		
n	平成16年度から	鳥取市(気高町日光及	鳥取市気高町日光及	n
	平成18年度まで	び気高町下坂本の各一	び気高町下坂本の各	
		部 002) の地籍図及び地	一部 002	
		籍簿		
n	平成17年度から	鳥取市(気高町日光及	鳥取市気高町日光及	II.
	平成18年度まで	び気高町下坂本の各一	び気高町下坂本の各	
		部 003) の地籍図及び地	一部 003	
		籍簿		
"		鳥取市(福部町蔵見の	鳥取市福部町蔵見の	
	"	一部)の地籍図及び地	一部	<i>II</i>
		籍簿		
米 子 市		米子市 (淀江町稲吉の	米子市淀江町稲吉の	
	<i>II</i>	一部)の地籍図及び地	一部	"
		籍簿		
倉 吉 市	,,	倉吉市(福積の一部)	倉吉市福積の一部	II
	"	の地籍図及び地籍簿		
"		倉吉市(福守、不入岡	倉吉市福守、不入岡及	
	"	及び国府の各一部)の	び国府の各一部	IJ.
		地籍図及び地籍簿		
八頭町	,,	八頭町 (清徳の全部)	八頭町清徳の全部	.,
	"	の地籍図及び地籍簿		"
南部町	"	南部町 (原の一部) の	南部町原の一部	
		地籍図及び地籍簿		JJ
伯 耆 町	平成16年度から	伯耆町 (父原の一部)	伯耆町父原の一部	n
	平成18年度まで	の地籍図及び地籍簿		

	平成14年度から	伯耆町(久古、福岡原	伯耆町久古、福岡原及	
IJ	平成18年度まで	及び岸本の各一部)の	び岸本の各一部	"
		地籍図及び地籍簿		
日 南 町	平成16年度から	日南町 (阿毘縁の一部)	日南町阿毘縁の一部	"
	平成18年度まで	の地籍図及び地籍簿		"
II	II	日南町 (花口の一部)	日南町花口の一部	"
		の地籍図及び地籍簿		,,